

令和2年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月14日（月曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設環境課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後2時14分

(午後1時30分 開議)

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な質疑、討論などによる会議時間の短縮に配慮願います。

これから、本日12月14日の会議を開きます。

報告します。中島議員から、遅刻の届出がありますので、報告します。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第57号～日程第15 陳情第7号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定についてから、日程第15 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書までの15件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和2年度12月4日に付託された標記案件を審査するため、12月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第59号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。改正により、対象軽減世帯が24世帯増となる試算の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第62号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について。

索道事業の指定管理者制度への移行に伴い、地方公営企業法の適用を受けない事業

とするための改正であること。また、令和3年度以降の夏山営業に関する料金の上限として引き上げ改正し、旅客の区分など、これらの範囲内で自由な料金設定を可能とすることにより、指定管理者による運営をしやすくするための改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第63号 立科町索道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第64号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について。
御泉水自然園の駐車場を有料化できるようにするための所要の改正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算(第7号)について。
歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。
歳入について、主なものは、【21款】諸収入では、4項雑入は、長野県市町村共同利用システム利用負担金の消費税2%分の清算金還付による補正であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、1項総務管理費、一般管理経費の庁用備品購入費は庁舎入り口に、非接触型体温測定器を設置するものであり、庁舎管理経費の設備保守点検料は今年度整備したエレベーターの保守点検料であるとの説明を受けました。また、地域・大学連携推進事業経費は、新型コロナウイルスの影響による学生アイデアソン事業中止に伴う事業内容の変更による補正、7項コミュニティ費、権現の湯事業経費では、非接触型体温測定器の運用については、入館者に配慮していくとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、1項農業費で多面的機能支払経費の交付金及び還付金についての説明、2項林業費で、佐久森林林業振興会への負担金についての説明を受けました。

【8款】消防費では、1項消防費、防災関係経費の補助金は、自主防災組織1組織の物品購入に対する補助金であるとの説明を受け、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げたいと思います。

2、審査経過。

令和2年12月4日に付託された標記案件審査するため、12月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第58号 立科町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例制定について。

来年度、当初予算から公営企業会計形式になるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第60号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合は、令和3年3月31日時点で、管理者である介護支援専門員については当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日までの間は管理者とすることができることを規定すると説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第61号 立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第7号）について。

歳出のうち【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費、4目国民年金費では、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民年金法施行令等の改正に係る国民年金システム改修委託料であるとの説明を受けました。2項児童福祉費では、3目保育所費について、財源内訳のうち、負担金は、他市町村からの広域入所保育に係る負担金との説明を受けました。3項高齢者福祉費、1目高齢者福祉総務費では、佐久良荘の事務費単価の変更に伴う扶助費の増額、令和元年度の療養給付金負担金確定による後期高齢者医療広域連合への負担金の増額、令和3年度介護保険報酬改定等に伴うシステム改修による介護保険特別会計への繰出金の増額との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費、2目予防費では、予防接種事業経費について、前年度の予防接種事業精算に伴う還付金の補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、町道の舗装に空いた穴を埋めるための補修用原材料費の増額との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費、2目事務局費では、ALTが使用している車両の修繕料の増額補正、日本サッカー協会主催の夢の教室中止による講師謝礼の減額補正との説明を受け、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第66号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

歳入のうち、【5款】繰入金、2項基金繰入金では、令和元年度決算に伴う調整による減額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第67号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

歳出のうち、【2款】後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合への負担金の増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第68号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

歳入のうち、【4款】国庫支出金、2項国庫補助金、7目災害等臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免5件分の補助、8目介護保険保険者努力支援交付金では、交付金創設による補助との説明を受けました。

歳出のうち、【1款】総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、令和3年度介護保険報酬改定等に伴う電算システム改修委託料との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第69号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算(第3号)について。

支出のうち、【51款】水道事業費用、1項営業費用の委託料では、新たに岩下水源の濁度対策として設備する濁度計及び排出用三方弁設備委託料の増額、工事請負費では、家の新築による消火栓移設との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(9) 請願第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出を求める請願。

原案を全会一致で採択しました。

(10) 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書。

原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子君。

〈8番 村田桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 議案第62号、63号、64号の3議案に対し、反対討論をいたします。

この条例は、町のスキー場並びに御泉水自然園の管理運営を指定管理者に任せるに当たり、その運営に当たっての理念を削除し、ゴンドラ運賃や自然園の入園料の引上げができるように、ほぼ倍以上にその上限を引上げ、さらに御泉水自然園の駐車場を、これまでの無料から有料にできることをあらかじめ担保しておくという条例改正です。

反対の第1の理由は、指定管理者が何らの手腕を発揮する前から値上げが許可されようとしているということです。指定管理者が自由に料金設定できるように、その上限を規定したと言いますが、最初から倍以上の料金設定となっていることです。

そもそも、町直営から指定管理に移行した背景には、自治体の公務員が経営する索道事業においては限界があり、民間のノウハウを生かした柔軟な経営でこそ改善できるとした指定管理万歳論です。

今年の11月1日から指定管理に移行し、まだ1か月たったかたないうちに値上げ案が示され、ゴンドラ料金については公布の日から、御泉水については4月1日から値上げが可能となっています。

条例を審議した総務経済常任委員会の質疑でも、普通、指定管理にすれば料金が安くなるのではないかと、あるいは赤字ではなくとんとんになると考えるのは当たり前、企業努力が認められないのに値上げを認めていいのかとか、とりあえず現行のままスタートして、それから申入れがあって値上げをやるものではないのかとの質問に、いきなりやめるのではない。足かせをとって自由度を上げたいと担当課長は答えています。自由に上げられる環境を整えるのだと言っています。こんな手取り足取り、収入が上がる最も確実な値上げ、しかも、片道530円を1,000円、往復920円を2,000円にと、倍以上上げてよいと定めてあげるのです。大喜びの提案です。

まず、民間のノウハウを遺憾なく発揮して、経営改善の実を見せてもらうことこそが必要ではないでしょうか。町と同じ条件で、一体どれほど経営が改善できるのか、どのような努力をして改善できるのか、見せてもらったらいかがでしょうか。企業の意地を見せる絶好の機会でしょうに。大変だったらこの範囲で上げてもいいんですよと最初から助け船を出してあげる料金値上げは余りにも拙速、時期尚早だと言わなければなりません。

反対の第2の理由は、条例中から経営の基本原則を削除したことです。削除理由は、

一般行政の中の特別会計となるため、公営企業法の適用から外れるということでしたが、指定管理にしても、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進し、併せて町の観光事業の進展に寄与するよう運営しなければならないという今の基本理念は変わらないのではないのでしょうか。この精神で指定管理も管理運営をしてもらわなければならないと思うからです。

町は、指定管理の募集要項に書いてあるからいいと言いますが、条例にきちっとうたうことが経営の理念の公益性を縛るものと考えます。

反対の第3の理由は、これまでの条例上の子供運賃や団体料金などの規定を削除し、指定管理者に委ねているということです。変更するときはあらかじめ町と協議することを記していますが、それも事業者の裁量に委ねられているという点が重大です。

子供たちに自然の豊かさを学んでもらうという教育的見地が料金上設定されていましたが、今後、担保されるのでしょうか。極めて疑問です。

御泉水自然園の入園料、30人以上の団体では、子供1人120円でしたが、600円まで上げられる規定です。駐車料金は1日1,500円、ゴンドラを利用してもらえるよう高めに設定したとありますが、ゴンドラは往復で2,000円まで設定できます。説明に説得力がありません。1度に上げるわけではない。この範囲で定めると言いますが、上限はこれまでの料金の2倍以上5倍であり、明らかに子供や住民の利用者負担は重くなります。利用客誘致にマイナスではないのでしょうか。

さらに、条例制定までの経過に問題があります。今回の指定管理者の選定や新会社の設立、料金の大幅値上げや駐車料金の新たな設定などについて、周辺の事業者や住民に知らされず、意見の反映の機会が全く設けられなかったことです。指定管理したことも、誰が選定されたとも、新会社がどのような会社であるかも、そして今回の大幅な料金改正や新設についても、周辺の事業者や住民に何の説明もないことです。

町の観光は、町や指定管理者だけで行っているわけではありません。住民や事業者とともに盛り上げ、つくり上げるべきものだと考えます。全く意見を聞かないというのはこの町の体質でしょうか。この条例改正を聞いた住民からは、怒りを通り越して深い失望、あきらめが伝わってきました。この点での不備を指摘しておきます。

以上、るる述べましたが、指定管理者に大甘な条例改正であることを指摘して、反対討論いたします。

議長（森本信明君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。3番、中島健男君。

〈3番 中島健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。賛成の立場から討論いたします。

まず初めに、私事都合で遅刻しました。大変すみませんでした。

それでは、討論に入ります。

議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定について、議案第62号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、議案第63号 立科町索道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定について、議案第64号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、以上4件の条例に関しては、本年11月1日からの索道事業の指定管理制度の導入に関連して条例の制定、改正をするものです。

議案第57号は、役場の業務も白樺高原総合観光センターで指定管理者と同居して行う予定だったのですが、狭いということから、役場業務を女神湖体育館へ移動し、出張所としたものです。11月13日、総務経済委員会で現地を視察してきました。

議案第63号は、経営主体が指定管理者へ移行したための改正であります。

特別会計としては残りますが、法非適用企業会計となり、普通関係、一般会計と同様の会計処理になるとのことです。

議案第62号は、夏山旅行運賃の改正と入場者区分の削除、新たに犬の運賃の設定と一日券の設定も新設しました。

議案第64号は、駐車場使用料の新設と入園料の改正と入場者区分の廃止であります。駐車場料金の設定は、リフトを利用してほしいとのもくろみからとのこと。

説明では、料金改正や新設については、1、現行料金が非常に安い。以前、消費税が10%になったときも改正はしなかったということであり、近隣の料金を参考に設定した。夏山実施前から料金の改正は、指定管理応募の段階から申出があったためとのこと。

2、これらは上限として設定しており、自由度を広くとっている。指定管理者が料金を定めるが、事前に町長の承認を必要としているとしています。

改正条例は、大幅料金アップ、料金の新設、入場者の区分の廃止等、利用者から見れば負担が増えます。反面、指定管理者からは利益確保のために適正な料金設定を求められると思います。行政は、両者の観点から慎重に判断をいただき、適切な料金の導入をしてほしいと思います。承認者である町長には、十分確認した上で承認をお願いしたいと思います。

続いて、議案第59号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、基礎控除の部分で33万円を43万円に引き上げるというものです。これで効果が出る世帯は24世帯増えるということです。

続いて、議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第7号）について。

1、歳出、総務費、1目、一般会計費の非接触型体温計測定器2台、68万2,000円と、同コミュニティ費、1目、コミュニティ施設管理運営費で、同じ体温計を1台、34万1,000円で計上しております。

コロナ対策で体温の測定確認は大変重要なことですが、体温の高い人を職員にどの

ように知らせるかということや、その人に対するプライバシー等保護した対応をどうすればいいのかを運用マニュアルを作っていく必要があると思います。体温計を置けばそれで良いで終わらないようにしていただきたいと思います。

2番、消防費。4目、防災費の自主防災組織整備事業費は、3団体ある自主防災組織のうち、山部地区へインバーター発電機とヘルメットの購入費、2分の1、6万3,000円を補助したということです。自主防災組織がまだ3団体しかないということなので、行政の後押しで今後ますます増やしていただきたいと思います。

次に、歳出。総務費、5目企画費、地域大学連携推進事業経費で、タテシナソンが中止になりましたので、90万5,000円の減額計上がされました。今年は過去の出演者等をウェブ発信し、今後につなげるとのことです。コロナ後の開催を願いつつ、町の産業に貢献することを期待いたします。

以上で、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。2番、芝間教男君。

〈2番 芝間教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書、請願第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出を求める請願に対し、賛成の立場で討論を行います。

近年、日本の社会は男女平等等が叫ばれるとともに、長寿命化、また経済的理由などの社会情勢の中で晩婚化が進み、不妊に悩む人々が増えております。

今般、不妊治療については菅総理大臣が、不妊治療の保険適用の拡大について、政策として積極的に取り組む姿勢を表明いたしました。

現在、保険適用外である特定不妊治療については、国費助成制度がありますが、今回の不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書では、保険適用とする範囲の拡大を求めるとともに、拡大までの間に所得制限の撤廃や回数制限の緩和を求め、経済的負担の軽減も求めており、不妊治療と仕事の両立ができる体制や、相談やカウンセリングができる相談体制の拡充など、精神的・時間的余裕の仕組みづくりも求めております。

私は、佐久保健所に勤めておりました頃に、事務の立場でこの国費助成制度の一端を担っておりました。もちろん、直接当たるのは保健師であります、書類の面で担当しておりました。そのかかる経費については、大きな額でありましたが、その割に、国で補助される金額は最大10万円と、少ないものであります。

不妊治療にかかる経費は、治療の方法にもよりますが、通常30万円程度から体外受精、顕微受精に至っては、場合によっては数百万かかるという例もあります。それでも、本当に子供が授かりたいと願う方々は何回も身体的・精神的、そして経済的負担を背負いながら申請に見えます。その切実な願いについて手助けとなることは、この

制度の拡充は大事な議案であると認識をいたすところであります。

さらには、不育症、保険適用や事実婚への不妊治療の保険適用助成にも盛り込まれ、社会の求める実態に合致した内容であることから、ここの意見書の求める事項について、早急に取り組むことを強く求め、賛同するものであります。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。8番、村田桂子君。

〈8番 村田桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 陳情第7号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書。この陳情に賛成討論をいたします。

この陳情は、長野県保険医協会をはじめとして、医療団体、患者団体、並びに福祉を願う住民と労働組合からなる地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会からの陳情です。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、第3波が猛スピードで拡大している今日において、その収束を願う立場から、医療、介護、福祉に十分な財源確保をはじめ、医師・看護師などの人員確保、保健所の増設、保健師等の増員、ウイルスの検査、検疫体制の強化、そしてそれに伴う国民負担の軽減を求めています。まさにタイムリーな課題設定と要望であり、全面的に賛成いたします。

私の入手した資料によれば、病院の100床当たりの看護師は、日本は86.5人で、フランスの419.9人の5分の1、医師数は18.5人で、イギリス108人の6分の1、社会保障費のGDPに占める割合は我が国は22%、フランスの32.4%よりも10%も少ない支出であり、社会保障費に占める公費負担が極めて低いことが明らかになっています。

10月30日にまとめられた新型コロナウイルスによる影響についてのアンケートでは、県下病院97施設、介護施設395へ郵送による回答を求め、92施設からの集約によると、新型コロナによる影響を受けた施設は61%もあります。

また、10月末で、これら施設で働いている職員から228の声が届き、紹介しますと、具体的な声として、病院職員から、受診控えや電話等での処方が増えており、収益は下がったまま。このままでは病院の存続が危ぶまれる。公立病院再編統合の話もあり、この地域に入院できる医療機関がなくなると地域の方々への影響が心配。職員間でも不安が募っている。

日々、院内感染のリスクを負いながら働いています。コロナを受け入れるに当たって、病棟看護師の数が減り、夜勤回数が増えるなど、現場は疲れ切っています。ボーナスは減額、行動範囲も制限し感染予防に努めているのにやるせない気持ちでいっぱい。現場スタッフにもっと寄り添ってくださいと看護師の声です。

特別養護老人ホームからは、コロナもあり、利用者から短期の利用をキャンセルされるケースがある。収入が減となっている。派遣職員が多くなり、人件費もかかってしまう。介護職の給与はまだまだ低い。処遇改善加算をつけてもまだ低い。自分の子

供の俸給と比較して、二、三万円安い。診療報酬もそうですが、介護報酬は改定のたびに引下げられています。

事業所では人を増やせないとか給与引き下げといった問題が現実となり、働く人を苦しめています。その苦しみは、高齢者、要介護者の方へも影響を及ぼすと思います。国民が苦しむような政策は望みません。そういった同様の声がめじろ押しです。

コロナ禍以前から日本の医療に対する政府の対応は、弱者を救うのではなく切り捨てる対策ばかりだと感じていた。医療・介護の従事者は、少ない人数の中、疲弊しながらも患者、利用者のために身を削りながら働いています。もっと人を増やして、心も体も穏やかに日々を送れる体制づくりに尽力してほしい。

今回のコロナが日本の医療や教育に対するお粗末さを浮き彫りにしてくれたと思う。国民が日々安心して、この国に生まれて良かったと死ぬまで思える国づくりを目指してほしいという声は、そのまま私たちの声ではないでしょうか。

また、統合再編の対象に上げられた病院である川西赤十字病院、国保依田窪病院、鹿教湯病院などは、どれも私たち立科町民がお世話になっている病院であり、人が住み続けるには水道とか医療がないと住めない。その地域が崩壊していくとの病院長の言葉は本当に重みがあります。

さらに、政府は、75歳以上高齢者の医療費に2割負担を持ち込もうとしており、コロナ禍で医療へのアクセスを遠ざけるものとして見過ごしはできません。国民の負担を軽くし、軽いうちから対処することこそ医療費削減、コロナ封じ込めの道です。このコロナ禍に何という議論をしているのかと強く抗議したいと思います。

以上、長くなりましたが、いかに医療・介護・福祉の現場がコロナと向き合っ大変な状況になっているのか、政府の取るべき道は、この意見書に述べられている方向でこそということを強調して、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第57号 立科町役場出張所設置条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第58号 立科町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第59号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第60号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第61号 立科町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第62号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

異議があるということですので、本案の採決については起立により行います。本案について、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場局長、確認願います。

着席ください。

したがって、議案第62号については、賛成多数で可決されました。

次に、日程第7 議案第63号 立科町索道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）（異議なし）の声あり〕

異議がありますので、本案の採決については起立により行います。
本案について、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第63号については、賛成多数で可決されました。

次に、日程第8 議案第64号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定
についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議あり) (異議なし) の声あり〕

異議がありますので、本案の採決については起立により行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第64号については、賛成多数で可決されました。

次に、日程第9 議案第65号 令和2年度立科町一般会計補正予算(第7号)につ
いてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されま
した。

次に、日程第10 議案第66号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されま
した。

次に、日程第11 議案第67号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されま
した。

次に、日程第12 議案第68号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算(第
2号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第69号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 請願第2号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出を求める請願についてを採決します。本件に対する委員長の報告の採択です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第15 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第16 発委第10号

議長（森本信明君） 日程第16 発委第10号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩とします。

2時30分より第1委員会室において全員協議会を開催します。議員、理事者、説明員はお集まりください。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。
再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。
暫時休憩に入ります。

(午後 2 時 25 分 休憩)

(午後 3 時 19 分 再開)

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 議案第 70 号

議長（森本信明君） 追加日程第 1 議案第 70 号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第 70 号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 公立学校情報機器整備タブレット端末等。
- 2 取得の方法 指名競争入札。
- 3 取得の金額 8,894万9,300円。
- 4 契約の相手方 松本市大字和田4010番10 キッセイコムテック株式会社。

本日提出、立科町長。

本件につきましては、令和 2 年度公立学校情報機器整備タブレット端末等整備事業による小中学校児童生徒用タブレット端末のほか、保管庫、電子黒板等関連物品を購入するものでございます。

今月 4 日に、7 社指名による競争入札を行い、キッセイコムテック株式会社が落札をし、契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により定めている議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、700 万円以上の動産の買入れは議会の議決が必要であることから、財産の取得について本日上程をし、議決をお願いするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきたく、お願いいたします。

す。

議長（森本信明君） これから、本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 村田です。この間のコロナ禍を受けて、タブレット端末で学校の授業が遠隔でもできるようにということでの導入だというふうに理解をしています。

それにしても、金額が大変大きいんですけれども、これは、頂いた資料によりますと、ハードの部分とソフトの部分と分かれるかと思いますが、これの重さというか、それぞれ大体ハード部分にどのくらい、ソフト部分にどのくらいのお金が使われているのでしょうか。お聞きします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） ちょっと今、手持ち資料でハード・ソフトそれぞれに分けた金額を持っておりませんので、また後で説明したいと思います。お願いします。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 入札に当たっての7社共通の仕様書というのがあるかと思いますが、それは具体的にどういうことでしょうか。一定程度の性能が保証されたものでなくてはいけなし、また、柔軟に自在に合わせて変えられるものでなくてはいけなしと思うんですが、その発注の仕様書はどんなものでしょうか。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 発注の仕様書はかなり細かく分かれております。一番は、タブレット端末の関係になろうかと思いますが、これについてはメモリですか教科媒体の容量ですが、そういったものを、一定以上のものをということで指定をしてございます。以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案どおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第11号

議長（森本信明君） 次に、追加日程第2 発委第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求め意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日提出。

提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長、森澤文王。

裏面をご覧ください。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは、実に、16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回、10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は、不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微受精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記。

1、不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように、十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微受精」、さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成事業の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4、不育症への保険適用や事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討す

ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日。

長野県北佐久郡立科町議会議長、森本信明。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛でございます。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。

森澤社会文教建設常任委員長。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。事務局長の説明のとおりでございます。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第11号は原案どおり提出することに決定しました。

◎追加日程第3 発委第12号

議長（森本信明君） 次に、追加日程第3 発委第12号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第12号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日提出。

提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長、森澤文王。

裏面をご覧ください。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請します。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月14日。

長野県北佐久郡立科町議会議員、森本信明。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛でございます。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。

森澤社会文教建設常任委員長。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。事務局長の説明のとおりでございます。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第12号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第12号は原案どおり提出することに決定しました。

◎追加日程第4 発議第5号

議長（森本信明君） 次に、追加日程第4 発議第5号 日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発議第5号 日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日提出。

提出者、芝間教男。

賛成者、村田桂子。

裏面をご覧ください。

日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書。

日本学術会議は、我が国の将来の方向を科学者の立場から内外に示す代表機関として、科学の向上発展を図り、行政・産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、政府や社会に対し科学的な見地から提言等の活動を行っている。

日本学術会議は、本年9月末に組織を構成する会員の半数が任期満了となることから、新たに候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦したところ、候補者の一部について任命が行われずに、会員に欠損が生じる事態となった。

日本学術会議は、法律上、職務の独立性が担保されており、会員の任命において時々の政治的な判断の影響を受けることは、組織の独立性のみならず、科学者の学問研究や国民の意見発出に深刻な影響を及ぼしかねないとする。

よって、本議会は、国会及び政府において、学問の自由及び科学の発展による国民の利益を守るため、科学者が自主的に会員を選出するとの考え方を変更することなく、学術会議の独立性を堅持するよう強く要請する。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月14日。

長野県立科町議会議長、森本信明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣宛でございます。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。

2番、芝間教男君、登壇の上、説明願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。

発議第5号 日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

このことは、総理が国民に向かって、日本学術会員の候補者6名の会員を任命しないという形で発したことであり、また、任命をしなかったという理由については明確にしなかったという形は今までになかったということでもあります。

その点で、私は、国の信義に関わる問題だから一地方議会が物を申し上げていくのは出過ぎた行為だということは全く別の論点であるというふうに思うわけであります。

当初、それは総理の任命権の問題であり、どうしてもかは申さないと言っていたところから、総合的・俯瞰的な観点等と曖昧に二転三転と説明を変えてまいりました。

私たち国民に声明を出しておきながら、どうしてもかということをはっきり言わないということが、ここが私の引っかかったところであります。要は、政府が国の運営を行う施策の仕方の問題であります。

私と同じように、総理が説明を行わないということに対し、11月15日の信毎では69%、共同通信の調査では72%、要は3分の2から4分の3の国民が、納得がいかないと言っているわけであります。

任命をしないならば、こうだというしっかりしたことを明らかにすること、また、与党が進める政権については、この次に来る問題が何であるか、そこでしっかり後で話せばいい。この件についてはしっかりと任命をし、日本が世界に誇れる政治を行っている姿を見せてほしいと思う次第であります。

よって、本議会は、国会及び政府において、学問の自由及び科学の発展による国民の利益を守るため、科学者が自主的に会員をすとの考え方を変更することなく、学術会議の独立性を堅持するように強く求める次第であります。

議長（森本信明君） ちょっと待って。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。提出者にちょっと質問させていただきます。

立科町議会は、意見書等、陳情等、提出の締切日が決まっております。その提出の締切日に提出されずに、緊急にこういう本会議の発議という形をとられたのはどういう理由からでしょうか。

議長（森本信明君） 芝間君。

2番（芝間教男君） お答えいたします。

私のところでいろいろ勉強しているところがありまして、1つは、その点で十分な勉強がなされていなかったことの中で、もうちょっと深く知りたいということの中で、調べていたところであります。

ただ、この問題につきましては国のほうで、なかなかその理由が出てこないということで異質なものでありました。ですから、そういう点でもなかなか踏み切れない部分がありました。

それから、議会の中でも、この定義の中では、この議会の議会中に出せばよいということがありますので、決して遅過ぎるということではないというふうに認識をしている次第であります。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。そうすると、勉強が間に合わなかったということで発言は終わるわけですね。

それで、次の質問ですが、今回の、先ほどの趣旨説明を聞いていますと、なぜ任命をしなかったということに対する説明が不足しているということが指摘をされました。そのご指摘と、学術会議の独立性の堅持ということと結びつかないように私は思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（森本信明君） 芝間君。

2番（芝間教男君） お答えいたします。

日本学術会議は、本来の形を考えてみましたところ、これは法律上、歴史的な中から、日本政府に対して意見を申し上げる独立性のところの立場でできた会議。これからの日本の将来について、良くも悪くも意見を申し上げていくという組織であります。その原点に返って、今回の行為について、任命をしなかったということについてはやその原点のところからおかしいというふうに考えるわけであります。

その原点に立ち戻り、この任命をしなかったということから、本来のあるべき幅広く意見を聞くという政府の立場が本来であると思っておりますので、6名を含め全員の意見を聞くべきであるというふうにつながるわけであります。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。反対討論はありますか。11番、榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。登壇。

議長（森本信明君） 登壇の上、お願いします。

〈11番 榎本 真弓君 登壇〉

11番（榎本真弓君） ただいまより日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書に対し、反対の立場で討論をします。

意見書の内容を、立科町議員の立場で判断するために、最大限に努力し、情報収集に努めましたが、様々な角度からの情報があり、また、マスコミ報道や個人的な見解も多く、それらを熟読いたしました。町議員の責任をはるかに越えており、権限外の事項であると感じたところであります。

意見は言うべきである。出すだけ、出せばよいというものではないと考えます。議会が採択し、提出するということは、その実現について最善の努力をすべき政治的・道義的責任も併せて持つ議会としての当然のことであると考えます。

国会において、日本学術会議の在り方について議論がなされているところであり、私は、現段階では、その議論を見守るべきときと考えます。

加えて申し上げるなら、この件は9月に発生しており、立科町議会提出締切りには十分な時間があつたわけで、緊急性という点に疑問を持っております。

意見書にある科学者の学問研究や国民の意見発声・発出に深刻な影響を及ぼしかねないということは、あまりにも飛躍的な考え方であり、ただ不安をあおる臆測でしかないと言えます。

憲法23条に定められた学問の自由は、広く全ての国民に保障されたものであり、特に、大学における学問研究及びその成果の発表と享受が自由に行われることを保証したものであります。

学術会議は、個々の研究者の活動とは連動しておらず、菅総理の任命拒否によって研究者の活動、学問の自由が脅かされることはなく、独立性は保たれています。

今回の件がきっかけとなり、国民の関心は高まったと思われまふ。今後は学術会議の在り方、選出方法、国費予算の正当性、若い研究者の登用など幅広く検討を求めるものです。

東京工業大学の仙石慎太郎准教授は、「学問の自由を主張する人々は、日本学術会議での活動も学術活動の一環と捉えている」とした上で、「個々の認識が学者によってかなり異なる」という意見です。

東京大学の玉井克哉教授は、「無理やりに憲法論でいこうとするからそんな理屈になる。ちゃんと根拠法があるんだから、それに照らして、適法か違法かを議論しましょう」と発言しています。

以上のことから、今後は、日本学術会議が透明性を高めた有益な機関として国民のためにどうあるべきか見守るとき、注視するときであると申し上げ、意見書提出に反

対討論とします。

以上。

議長（森本信明君） ほかに反対討論はありますか。10番、滝沢寿美雄君。登壇の上、願います。

〈10番 滝沢 寿美雄君 登壇〉

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢寿美雄です。ただいまのこの意見書の件に関しましては、反対の立場で討論をいたします。

意見書の提出というのは、大所高所から住民の立場に立って客観的に検討して、議会自らの政策に政策活動として我が町の独自の問題を取り上げ、積極的に、自発的に意見を提出するものであり、内容が地方公共団体の公益に関するものではなく、軽々しく提出をするものではありません。

ここで採択ということになれば、立科町町民の総意ということになるわけでして、この件は別次元のものであり、反対をいたします。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈8番 村田桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 発議第5号 日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書案に対し、賛成の立場で討論を行います。

この問題では、大学、学会、協会の抗議、憂慮と声明は900を越えています。日本が民主主義の国だからこそ、訳も分からず、権力から排除される危機を感じているとの思いからです。

その中の一つに、自然保護に取り組む3団体、日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界支援保護基金ジャパンは連名で、「日本学術会議会員の任命拒否に抗議する声明」を発表しています。

日本野鳥の会会長の上田恵介さんは、「今回の任命拒否問題は、政権が学会や研究者に圧力をかけていることにほかならないと思っています。3団体が声明を出したのは、次は自然保護団体に圧力がかかるのではないかという危機感からです」と語っています。

自然保護3団体は、自然保護の立場から鳥獣行政や開発行政について国に提言をしており、政府の法改正などに意見表明をしてきたとのこと。「当然意見の違いがある

が、きちんと話し合い、信頼関係を築いてきた。今回の任命拒否はその信頼関係を壊しかねない。学術会議が知らないところで、政府が、『この人は外しておこう』みたいなことをやったことになる。科学者が健全に活動できる世の中が健全な社会発展にとって必要条件だと思う」と語っています。

また、ナチスが弾圧・迫害対象を順次拡大していったときに、キリスト教の牧師であるマルチン・ニーメラー牧師の詩を思い起こします。

「彼らが最初、共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかった。共産主義者でなかったから。次に、だんだん弾圧対象が拡大したが、また自分は声を上げなかった。対象でなかったから。そしてついに、キリスト教の牧師であるキリスト者が弾圧されたときに、私はまさに当事者であったから立ち上がり、抗議をしたが、一緒に抗議する人は残っていなかった」という詩です。

学術会議会員の任命拒否問題は、人ごとではない。今ここできちんと抗議しないと将来に禍根を残すことになる」と語っています。

また、憲法学者の長谷部恭男早大教授、これは自民党からも選ばれた憲法学者ですが、この先生は、「学問の自由の核心は規律を研究者集団が自分たちで決めるという点にあり、周りからの圧力や介入を受けて決めるものではない。日本国憲法に学問の自由が書き込まれているのは、明治憲法の時代に滝川事件や天皇機関説事件はといった学問の自由へのあからさまな弾圧があり、その反省の上に立っているからだ」と述べ、「すぐれた能力、業績がある人が誰かというのは、学術会議に集まっている人たちが自分たちで決めなければなりません。学者でも研究者でもない人が、自分たちにとって都合の悪いことを言いそうだといったもくろみで人事に介入すべきではない」ときっぱりと述べています。

日本学術会員法は、「学術会員からの推薦に基づいて首相が会員を任命する」と定めています。基づいてというのは、行政機関の権限行使を強く拘束する場合に使われるもの。よほどの理由がなければ任命拒否はできないのです。首相によほどの理由があるなら正々堂々明らかにすべきです。その理由も全く述べないで任命拒否は、首相権限の拡大にあると解釈するしかない」と語っています。

この問題は、学問の自由、また表現の自由を守る上で見過ごしにできない民主主義の問題としてぜひ当議会からも意見書案上げるべきではないかと思うわけです。

ただいま反対討論の中から、なぜもっと早くにという議論がありました。確かに、議運までに出す日取りは決まっています。しかし、提案者が述べたように、この問題で政府がさらなる発展があるのではないか、このことを熟慮に熟慮を重ねて、今どうしても言っておかなければならないと、政府の態度も全く変わらないのを受けて、あえてここで提案したものだと理解をしております。

そして、ただいま、町には直接関係ないではないかというご意見がありました。私は、これは大問題だと思います。日本の政府が、自分の訳も分からず任命拒否をした

ことから、あの安倍首相のときにはやった忖度政治、これを言ったら政府にご機嫌を損なうのではないか。こういうことから、首相の顔色をうかがう学者が増えるということは心配されるわけですし、国民の国益を損なうことにもなります。それは、ひいては国民生活、立科町の住民にも及ぶことだと思います。

また、当町が行った議会へのアンケートでも、国や県への意見の具申が少ないではないか、こういう批判もありました。国が間違おうとしたときに、地方からきちっと意見を言って民主主義を守るのが私たち地方議員の仕事だと思います。国のことだから放っておくという問題ではないと思います。必ず私たちの暮らしに直結をする問題だとして、国が方針を誤ろうとしたときに各地方がきちっと意見を言うこと、これこそが地方の議会の役割だということを私は確信を持っており、その立場で賛成をしたいと思います。

日本の民主主義の問題、決して立科町議会、立科町が関係のないことではないということ強く申し上げて、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから発議第5号 日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）（異議あり）の声あり〕

異議ありでありますので、この採決は起立により行います。

本案について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席ください。

起立少数です。したがって、発議第5号は提出しないことに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和2年第4回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後4時14分 閉会）